

公 告

(佐伯河川国道事務所管内における災害時等応急対策工事に関する基本協定の締結)

次のとおり公告します。

平成24年2月14日

九州地方整備局

佐伯河川国道事務所長 久野 隆博

1 基本協定の概要等

(1) 基本協定の目的

本協定は、佐伯河川国道事務所直轄管理区間及び災害対策本部長（九州地方整備局長）から出動命令等指示された場所において、大規模な災害が発生した場合、緊急的に応急対策工事（光ケーブルの応急復旧を主とする）を実施することを想定し、あらかじめ実施業者を定め、迅速な応急復旧に資することを目的とする。

(2) 災害協定対象区間

佐伯河川国道事務所直轄区間（河川・道路）及び災害対策本部長（九州地方整備局長）から出動命令等、指示された場所

(3) 基本協定の内容

佐伯河川国道事務所直轄管理区間において発生した災害の応急対策（光ケーブルの災害復旧を主とする）に関しこれに必要な組織及び電気通信関連機材、並びに資材、労力等（以下「資機材等」という）の確保及びその動員の方法を定め、災害の拡大防止と被害施設の早期復旧に期することを目的として、試行するものである。

(4) 基本協定期間

平成24年4月1日から平成25年3月31日まで

(5) 基本協定の締結業者の選定

本協定締結業者の選定については、下記の項目について提出された技術資料等から総合的に評価して協定締結業者2社程度を決定する評価方式である。

- ①工事基地の位置 ②緊急事態時の体制 ③有資格技術者数等
- ④光ケーブル敷設の実績 ⑤資機材等の調達 ⑥災害協定等の締結実績

(6) 災害時等応急対策工事の実施方法

基本協定締結後、災害等発生し緊急的に工事を実施する場合は、速やかに工事請負契約を締結する。工事の実施に当たっては関係法令を遵守するものとする。

但し、基本協定を締結した場合でも災害等の発生のなかった場合は、実際の工事を行わないことを付記する。

(7) 協定締結日は平成24年4月2日とする。

なお、基本協定期間の始期は平成24年4月1日とする。

2 参加資格要件

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 九州地方整備局の管轄区域の内、大分県内に建設業法に基づく本店又は支店等営業

所が所在すること。

- (3) 九州地方整備局（港湾空港関係を除く。）における平成23・24年度通信設備工事又は維持修繕工事に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を平成23年4月1日までに受けていること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当該地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
- (4) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続の申立てがなされている者（上記（3）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (5) 協定締結対象業者は経常共同企業体を除く。
- (6) 技術資料の提出期間中において、九州地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (7) 平成19年4月以降に国、公団等又は県市町村発注の光ケーブル工事の元請または下請としての工事实績があること。
- (8) 九州地方整備局（港湾空港関係は除く。）の発注した通信設備工事又は維持修繕工事のうち平成19年4月1日以降に完成した工事の施工実績がある場合においては、当該工事に係る工事成績評定表の評定点の平均が65点以上であること。
- (9) 緊急事態発生に伴う協力要請があった場合、当事務所へ概ね60分以内に到着できる体制を確保できること。
- (10) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3 技術資料の総合的な評価に関する事項等

- (1) 技術資料等説明書に示す評価項目について、評価基準に基づき評価する。

4 本基本協定に関する手続等

(1) 担当部局

〒876-0813 大分県佐伯市長島町4-14-14
国土交通省 九州地方整備局 佐伯河川国道事務所 調査第一課
電話：0972-22-1880（代）
FAX：0972-23-7481
担当：専門職 中元 慎一 （内線280）
専門員 成松 政幸 （内線282）

(2) 技術資料等説明資料の交付期間、場所及び方法

- ① 交付期間：平成24年2月14日（火）から平成24年2月28日（火）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時30分から17時00分まで。
- ② 交付場所：〒876-0813 大分県佐伯市長島町4-14-14
国土交通省 九州地方整備局 佐伯河川国道事務所 調査第一課
- ③ 交付方法：手渡しによる交付

(3) 協定締結参加申請書及び資料の提出期間、場所及び方法

- ① 提出期間：平成24年2月14日（火）から平成24年2月28日（火）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時30分から17時00分まで

- ② 提出場所： 上記（１）に同じ。
- ③ 提出方法： 持参又は郵送等（郵送は書留郵便に限る。託送は書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。ＣＤ－Ｒに保存し紙と併せて提出すること）により提出する。

５ その他

- （１） 技術資料の作成要領協定締結業者の評価及び決定方法などの詳細については、「技術資料等説明書」による。
- （２） 本協定締結後は、当事務所が発注する通信設備工事、電気設備工事、維持修繕工事において、総合評価入札制度における評価項目とする場合がある。
- （３） 当事務所において公示を行っている他の平成２４年度における「災害時等応急復旧対策工事に関する基本協定の締結」において重複して選定された際は、履行の実行性を確認する場合がある。